

令和4年度第1回
権利擁護部会

議 事 録

日 時：2023年1月12日（木）午後3時10分開会
場 所：札幌市役所本庁舎 12階 3・4号会議室

1. 開 会

○事務局（高橋地域福祉推進担当課長） それでは、定刻となりましたので、ただいまから令和4年度第1回権利擁護部会を開催いたします。

私は、札幌市保健福祉局地域福祉推進担当課長の高橋でございます。議事に入るまでの間、進行を務めさせていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

本日は、委員総数13名のうち、11名の委員にご出席いただいておりますので、札幌市地域福祉社会計画審議会規則第4条に規定する定足数を満たしており、部会が成立することをご報告いたします。

また、当部会は公開でございます。今はいらっしゃらないですけれども、傍聴席も設けております。

皆様の発言につきましては、会議録として整理させていただきますので、後日、札幌市のホームページに掲載することをご承知おきいただきたいと思います。

2. 挨拶

○事務局（高橋地域福祉推進担当課長） それでは、権利擁護部会の開会に当たりまして、札幌市保健福祉局総務部長の加藤よりご挨拶を申し上げます。

○加藤総務部長 皆さん、こんにちは。

事務局を担当しております保健福祉局総務部長の加藤でございます。

皆様におかれましては、大変お忙しい中をご参集いただきまして、誠にありがとうございます。

また、日頃から札幌市の社会福祉の向上にご理解とご協力をいただいておりますことを、この場をお借りいたしまして改めてお礼申し上げます。どうもありがとうございます。

さて、当権利擁護部会につきましては、成年後見制度の利用促進のための基本計画を策定するため、札幌市地域福祉社会計画審議会の専門部会として組織しているものでございます。当部会の審議を経て、令和3年3月に策定いたしました札幌市成年後見制度利用促進基本計画の計画期間が令和5年度末をもって終了いたしますことから、この後、次期計画の策定に向けてのご審議を皆様をお願いする運びとなりました。

国におきましては、令和4年度、本年度を始期といたします2期目となる成年後見制度利用促進基本計画が策定されております。

当該計画では、成年後見制度の見直しに向けた検討のほか、地域連携ネットワークによる権利擁護支援策の一層の充実に向けた取組などが盛り込まれております。

委員の皆様におかれましては、札幌市における権利擁護支援策のさらなる促進に向けまして、それぞれのお立場から幅広いご意見をいただきますよう、お願いを申し上げます。

以上、簡単ではございますが、計画策定に向けての最初の部会に当たり、事務局を代表いたしましてご挨拶を申し上げます。

本日は、どうぞよろしくお願いいたします。

◎報 告

○事務局（高橋地域福祉推進担当課長） それでは、お手元にお配りしております資料の確認をいたします。

まず、令和4年度第1回権利擁護部会の次第、その後に座席表、委員名簿がございます。資料は3種類ございまして、資料1としまして、札幌市地域福祉社会計画審議会設置規則、資料2としまして、札幌市成年後見制度利用促進基本計画の進捗状況、資料3としまして、札幌市成年後見制度利用促進基本計画の概要及び今後の部会スケジュール、参考資料としまして、厚生労働省が策定しました第二期成年後見制度利用促進基本計画の概要版を抜粋したものをお配りしております。

また、今回から委員にご就任いただいた方もいらっしゃいますので、改めまして札幌市成年後見制度利用促進基本計画の本書と概要版もお配りしております。

不足等はございませんでしょうか。

それでは、次に、今回ご就任いただきました委員の皆様につきまして、通常であれば自己紹介という形を取らせていただくところですが、さきに開催しました協議会と兼務となっておりますので、自己紹介は省略させていただきます。私からご紹介させていただきますと思います。

私の右手のほうからになりますが、北海道地域福祉学会監事の白戸一秀委員です。

続きまして、北星学園大学社会福祉学部福祉臨床学科准教授の畑亮輔委員です。

社会福祉法人札幌市社会福祉協議会常務理事の菱谷雅之委員です。

札幌市民生委員児童委員協議会会長の紙谷京子委員です。

札幌地域づくりネットワークワン・オールの赤杉美香委員です。

札幌弁護士会の山本賢太郎委員です。

北海道税理士会成年後見支援センターセンター長の小田伸一委員です。

日本司法書士会名誉会長の岩井英典委員です。

公益社団法人北海道社会福祉士会道央地区支部道央地区支部長の菅しおり委員です。

札幌後見支援の会会長の今川かおる委員です。

一般社団法人北海道成年後見支援センター理事の南方宏幸委員です。

また、本日は欠席されておりますけれども、札幌市医師会理事の土肥委員、札幌市介護支援専門員連絡協議会の長崎委員にもご就任いただいております。

続きまして、オブザーバーとしまして、札幌家庭裁判所、また、成年後見制度の利用促進のための中核機関である成年後見推進センターを運営している札幌市社会福祉協議会の皆様にもご参加いただいておりますので、こちらも私からご紹介させていただきます。

まず、札幌家庭裁判所の下澤判事です。

続きまして、札幌市社会福祉協議会から柏地域福祉部長、灰野自立支援課長、高橋成年後見推進係長、自立支援課の中川職員です。

続きまして、事務局を担当いたします札幌市保健福祉局の関係職員を紹介させていただきます。

まず、高齢保健福祉部から澤田認知症支援・介護予防担当課長です。

続きまして、佐々木認知症支援担当係長、岩井中介護予防担当係長、高田主査、認知症支援・介護予防担当係の山本職員です。

続きまして、障がい保健福祉部からは、就労・相談支援担当係の平野職員です。

総務部からは、横山福祉活動推進担当係長、地域福祉推進係の阪井職員です。

以上となっております。

3. 議 事

○事務局（高橋地域福祉推進担当課長） これより、議事に移ります。

本来であれば、議事は議長となる部会長に進行していただくこととなりますが、議事の一つ目が部会長及び副部会長の選出となっておりますので、私が進行させていただきます。

部会長と副部会長につきましては、資料1の審議会規則の第6条第2項に規定されておりますが、委員の互選とされております。

どなたか、ご提案のある方はいらっしゃいますでしょうか。

（「なし」と発言する者あり）

○事務局（高橋地域福祉推進担当課長） いらっしゃらないようであれば、事務局からご提案させていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

（「異議なし」と発言する者あり）

○事務局（高橋地域福祉推進担当課長） それでは、事務局案といたしまして、部会長に畑委員、副部会長に白戸委員をご提案いたします。

畑委員におかれましては、北星学園大学で社会福祉について教鞭をお執りになっております。また、札幌市地域福祉社会計画審議会の会長にもご就任いただくなど、本市の地域福祉にも精通されております。

白戸委員は、以前、旭川大学の保健福祉学部の教授としてお勤めになられ、現在は札幌市の市民後見推進事業運営委員会の委員にもご就任いただくなど、成年後見制度に精通されております。

いかがでしょうか。

（「異議なし」と発言する者あり）（拍手）

○事務局（高橋地域福祉推進担当課長） ありがとうございます。

それでは、部会長を畑委員、副部会長を白戸委員にお願いしたいと存じます。

畑部会長と白戸副部会長は、お手数ですが、中央のお席へのご移動をお願いいたします。

〔会長、副会長は所定の席に着く〕

○事務局（高橋地域福祉推進担当課長） それでは、恐縮ですけれども、お二人から一言ずつご挨拶を頂戴いたしたいと存じます。

畑部会長、よろしくお願いいたします。

○畑部会長 改めまして、北星学園大学の畑でございます。

本当に改めてというところですから、あまり話すこともないのですが、今年度も残り3か月ほどというところでして、ただ、次年度1年かけて向こう6年の計画を新たに作成していくという非常に重要な段階に来ておりますので、皆様にご協力いただきながら一番よい形で計画作成できるように何とか進行を務めたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○事務局（高橋地域福祉推進担当課長） 畑部会長、ありがとうございます。

それでは、白戸副部会長、よろしくお願いいたします。

○白戸副部会長 高齢化がもうピークに達する、認知症の方も増えてきますし、あとは、私が気になるのは社会的な孤立がより進むことで、地域の生活支援の中で権利擁護がとても重要な課題になっているということだと思います。

さらに、今年度は中核機関がスタートして、新年度はそれが本格的に稼働するというところで、札幌市の権利擁護の体制をより充実させていくということで、畑会長の下で一緒に頑張らせていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○事務局（高橋地域福祉推進担当課長） 白戸副部会長、ありがとうございました。

それでは、今後の進行につきましては、畑部会長にお願いいたします。よろしくお願いいたします。

○畑部会長 それでは、皆様、どうぞよろしくお願いいたします。

ここからは、私が進行を務めさせていただきます。議事の円滑な進行にご協力いただければと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、議事の二つ目、現計画の進捗状況について、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局（横山福祉活動推進担当係長） それでは、説明させていただきます。

資料2になります。

まず、内容を説明していきますけれども、基本目標Ⅰの指標は、中核機関の設置及び協議会の設置となっております。国の第1期計画でも、札幌市の現計画におきましても、この中核機関や協議会の設置という体制の整備が大きな目標となっておりますが、ご存じのとおり、札幌市では2021年度末に中核機関である成年後見推進センターを設置しておりまして、2022年7月に第1回の協議会を開催、本日、第2回目の協議会を開催しております。

続きまして、基本目標Ⅱの指標になりますけれども、一つ目の指標が成年後見制度の市民の認知度となっております。2023年度に制度の内容まで知っている市民の割合を33%にすることを目標にしており、2021年度の市民意識調査の結果では、制度の内容まで知っていた人の割合につきましては30.1%でした。今年度から成年後見推進センターで本格的に広報活動を開始しておりますので、2022年度にはさらに認知度が向上

していることを期待しております。2022年の市民意識調査につきましては、12月に実施されておりまして、1月、2月に集計をされる予定です。先ほどの協議会でも、センターに限らず、いろいろなところでかなり広報をさせていただいているということですので、さらに認知度が向上しているのではないかなと思われまます。

続きまして、指標としましては、権利擁護支援に関する研修受講人数です。制度周知や関係者の知識向上のために関係機関の職員などに向けて研修を実施しておりますが、2023年度までに累計で3,000人の受講を目標にしております。2021年度は107人となっているのですけれども、2022年度は、協議会でも報告があったとおり、9月2日に地域包括支援センターと障がい者相談支援事業所の職員向けに研修を実施しておりまして、100名が参加しています。そのほか、地域の関係機関等への研修を実施しておりまして、148名が受講しております。

また、区役所職員に向けた研修につきましては、本来、9月に予定していたのですけれども、新型コロナウイルス感染拡大の時期だったので動画による研修の要望をいただきまして、研修動画を作成し、12月から配信を開始しております。こちらは、職員への周知を続けている途中ですけれども、1月4日段階で既に622名の方に視聴をいただいております。いずれも必要なときに見直せるのが動画のメリットになりますので、必要な項目を短時間で見直しやすい形の動画にしております。そのため、今後も受講者が増えていくことが期待されますし、定期的にあナウンスをすることで、来年度以降も新たに業務で必要になった方に受講していただけるものになると思っております。

続いての指標は、本人・親族申立ての報酬助成件数となっております。2021年度から報酬助成の対象を、市長申立てだけではなくて本人や親族の申立てにも拡大することとして、本人・親族申立ての報酬助成件数を2023年度までに累計330件にすることを目標にしております。2021年度は116件で、2022年度は、11月末の段階ですけれども、135件となっております。

最後に、基本目標Ⅲの指標、後見活動等に関する相談対応やチーム構築の支援となっております。推進センターは2021年度末に設置されておりますので、2022年度から本格的な相談対応を開始しているのですけれども、親族後見からの相談実績は12月末時点までではまだないことになっております。

私からの説明は、以上になります。

○畑部会長 資料2に基づいて、現計画の進捗状況をそれぞれご説明、ご報告いただきましたけれども、今の内容に関しまして、皆様から何かご意見、ご質問がございましたら挙手をお願いしたいと思います。

いかがでしょうか。

○山本委員 Ⅱの三つ目の報酬助成の件数についてです。

大体の感覚で大丈夫ですが、報酬助成を申し立てている後見人の属性というのは、我々のような専門職も多いのですけれども、親族の方が申し立てているのですか。問題意識の

一つとして、私は白戸副会長や南方委員と一緒に市民後見人の運営委員を務めているのですけれども、そこで、市民後見人の方たちは報酬助成が使えても遠慮して申し立てていないというところがあります。親族自体も使えるとは思っているのですけれども、そういうところで遠慮されている部分があって、もしかしたら使っているのが専門職ばかりなのかなという感覚ありまして、その点について、何かざっくりとした統計というか、感覚みたいなものがあれば教えていただきたいと思います。

○事務局（佐々木認知症支援担当係長） 今、ご質問いただいた件ですけれども、今回、拡大した報酬助成につきましては、親族は対象外となっております。

やはり、専門職の方が多いですけれども、中には市民後見人の方もいらっしゃる状況です。

○山本委員 親族は対象外でしたね、分かりました。

○畑部会長 ほかにございますか。

○岩井委員 この報酬助成ですが、札幌市としては、予算的にはまだ十分なのか、もうかなり厳しいのか、そこら辺はどういう状況でしょうか。

○事務局（佐々木認知症支援担当係長） 今年度は、この計画の数値を見ていただきますように、やはり予定より申請件数が多いということもございますので、予算的には予定より多くなっている、実績のほうが増えているという状況でございます。

○岩井委員 ありがとうございます。

○畑部会長 ほかにございますか。

○南方委員 一番下のⅢの相談対応、チーム構築の支援で、2021年度、2022年度ともに相談実績はないということは、これはまだまだ周知されていない、つまり、本来、潜在的にはニーズがあるのだけれども、なかなか行き渡っていないので、実績がないという理解でよろしいのでしょうか。

○事務局（横山福祉活動推進担当係長） その面もあると思います。

親族後見人の相談ができますというようなチラシをつくって、家庭裁判所で何らかの形で配付していただくということを検討しているのですけれども、来られるのが札幌市在住の方だけではないので、単純に配架するのではなく、札幌の方が来たときに配って周知していただくということで、検討いただいているところです。

○下澤判事 今、ご発言いただきましたけれども、おっしゃるとおり、つい最近、パンフレットをご提供いただきまして、まさに、家庭裁判所でパンフレットの配付の方法等について検討しているところでございます。

それから、後見人ないし後見人の候補者に周知する方法については、中核機関の連絡先等のほかに、他の連絡先の周知も含めて、今、検討しているところでございます。

○畑部会長 皆様からそれぞれご確認の質問をいただいておりますけれども、もしよろしければ、そのご質問のさらなる意図を少し教えていただきたいと思いますと感じております。

この親族後見人への周知が不十分というところで、相談件数が実績として上がってきて

いない可能性があるのではないかというご質問を南方委員からいただきました。そこに関して、何かほかに持たれている問題意識や懸念があれば、もう少し踏み込んだ部分を教えていただければと思いますが、何かございますでしょうか。

○南方委員 この前の会議でも話題になったのですが、私どももホームページを設けておりまして、そこで相談くださいというご案内をしまして、ご家族や後見人をやっている方からご相談いただくときに、3分の2ぐらいの方はホームページを見たのですと来るのです。

やはり、実際に後見人を行ったときどうしたらいいのだろうかとか、これから後見人選任を申し立てようとするときの疑問点については結構相談が来ています。なかなか、このニーズが掘り起こせないのかなと想像したものですからご質問しました。

先ほどの会議の関連で言いますと、きっといろいろな団体がホームページを持っている、札幌市成年後見推進センターもホームページを持っていると。では、どこに相談したらいいのだろうかという問合せがあったときには、やはりそこはリアルの相談も大切ですが、ネットでの連携も有機的に検討されたほうがいいのではないかなと思いました。

○畑部会長 岩井委員も予算に関してご質問いただいたところの狙いや意図があれば教えていただければと思います。

○岩井委員 予算については、市としてはこの成年後見制度利用支援事業にどの程度の力の入れ方をされているのか、言い方は悪いですが、探してみたいなというところもありまして、お聞きしたところでございます。

それから、先ほどの四つの機能のうちの最後がいわゆる後見人支援ですが、この部分は、先ほど話しましたけれども、恐らく、市としてもこれからどういうふうにしていったらいいかというのをまだまだ考えていかなければならない部分ではあるかなと思いますので、ぜひよろしく願いいたします。

○畑部会長 包み隠さずに教えていただいて、ありがとうございます。

市の担当者の皆様も本当に必要性を感じられている中で、必要な部分に必要なだけの予算をどのように確保していくかということも含めて、積極的にご検討いただいているところでございます。ただ、やはり全市的な視点からどうしても限界が出てくるところもございいますので、むしろ、皆様から根拠になる情報提供やご発言をいただければ、より建設的な計画の検討につなげていけるというところもあり得るかもしれませんので、そういったところを積極的にご発言いただければ、今後の計画検討につなげやすくなるかなと思いますので、ぜひよろしく願いいたします。

それでは、資料2の現在の計画の進捗状況はいかがででしょうか。

特に大丈夫ということであれば、議事を進めさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○畑部会長 ありがとうございます。

それでは、続きまして、（３）札幌市成年後見制度利用促進基本計画の概要及び今後のスケジュールについて、事務局からご説明をお願いいたします。

○事務局（横山福祉活動推進担当係長） それでは、説明させていただきます。

資料３になります。

まず、１番の計画の概要及び位置づけから説明をさせていただきます。

札幌市成年後見制度利用促進基本計画につきましては、成年後見制度利用促進法第１４条１項に基づく基本計画となっております。現計画は、令和３年度から令和５年度までの計画期間となっております。

次期計画は、本市の地域福祉分野の個別計画である地域福祉社会計画へ統合して一体的に整備をさせていただきます。

こちらを一体的に整備することにつきまして、説明をさせていただきます。

地域福祉社会計画審議会と兼務されている委員もいらっしゃいますので、ご存じかもしれませんが、まず、地域福祉社会計画の説明を簡単にさせていただきたいと思います。

地域福祉社会計画は、本市の地域福祉分野の個別計画となっております。地域共生社会の実現を目指して住民等が主体である地域福祉の推進のための施策や取組を定めている計画となっております。

成年後見制度利用促進の取組につきましては、地域連携ネットワークを構築して、判断能力が不十分な人が地域社会に参加し、自立した生活を送るために権利擁護を支援するための取組となっているのですが、この地域連携ネットワークは、ほかの様々な支援、活動と連動しながら、地域における包括的、重層的な支援体制を形成することで、地域共生社会の実現に資するものとされております。

参考資料として国の第二期計画をつけているのですが、こちらの表紙を１枚めくっていただきますと、Ⅰの成年後見制度の利用促進に当たっての基本的な考え方及び目標と書いてあるページがあるのですが、こちらのページに載っている手のイラストは、権利擁護支援という土台の上で地域連携ネットワークがほかの様々なネットワークと連動して地域共生社会の実現を目指しているという図となっております。

このように、成年後見制度の利用促進は地域共生社会の実現という地域福祉社会計画と共通の目標を持つ取組となっておりますので、次期成年後見制度利用促進基本計画につきましては、地域福祉社会計画の権利擁護に係る施策として地域福祉社会計画の中で定めるという形にさせていただきます。

１１月に行われました地域福祉社会計画審議会では、次期地域福祉社会計画の基本理念と基本目標について議論が行われたのですが、その基本理念のコンセプトといたしましては、地域共生社会の実現を目指すこととなっております。そして、基本目標は三つあるのですが、住民等の主体的な活動に対する支援・環境整備、もう一つが地域課題解決のため公的な施策や体制の整備、そして、三つ目が連携となっております。この地域課題解決のため公的な施策や体制の整備というものの中に、成年後見制度の利用促進が

加わる形になります。

続きまして、2番の計画期間について説明をさせていただきます。

先ほど説明しましたとおり、次期計画は札幌市地域福祉社会計画に統合されますので、計画期間は、札幌市地域福祉社会計画の計画期間であります令和6年度から令和11年度の6年間となります。

続きまして、3番の次期計画の内容です。

次期計画は、札幌市まちづくり戦略ビジョンやアクションプラン、その他の福祉分野の計画との整合性に留意しまして、また、国の第二期成年後見制度利用促進基本計画の内容を踏まえたものになります。さらに言いますと、先ほどの協議会で議論されたような内容も踏まえたものになると思います。

あとは、国の第二期計画では、権利擁護支援を本人を中心にした支援・活動における共通基盤であり、権利行使の支援であったり、権利侵害からの回復支援によって支援を必要とする人が地域社会に参加し、共に自立した生活を送るという目標を実現するための支援活動と整理しておりまして、地域連携ネットワークにおける権利擁護支援策の充実などの取組を進めていくことがうたわれております。

続きまして、1枚めくっていただいて、4番の計画の策定イメージになります。

当権利擁護部会は、札幌市長から諮問を受けて次期計画についてご審議をいただくことになっております。

イメージ図で言いますと、札幌市成年後見制度利用促進基本計画の下に権利擁護部会という丸があるのですけれども、そこから報告という矢印が地域福祉社会計画審議会に伸びていると思います。この権利擁護部会での審議結果につきましては、地域福祉社会計画審議会に報告をされまして、札幌市地域福祉社会計画に統合された形で答申されることになります。

最後に、5番の策定のスケジュールになります。

スケジュール表の令和5年1月のところに記載されているとおり、本日が第1回目の権利擁護部会となっております。

来年9月までに計4回の権利擁護部会を開催いたしまして、計画案を策定いたします。そして、10月の地域福祉社会計画審議会に報告をするという流れになっております。その後、市長副市長会議であったり、パブリックコメントを経まして、令和6年2月には最終的な計画を策定する予定となっております。

私からは、以上です。

○畑部会長 それでは、今、ご説明いただいたスケジュール等々で今後の計画策定に取り組んでいくこととなりますけれども、次年度1年間をかけて完成させていき、その後、向こう6年の計画となりますので、ある意味で、計画の完成年度が2029年ということですから、2030年間近までを見据えた計画としてつくっていくので、非常に長期的な展望も含めた視点から計画を作成していくことがこの部会に求められてきます。

皆様のお力添えあってこそ達成できるかなと思いますので、まずは、このスケジュール等々を含めて、何かご意見、ご質問があれば、そこから確認させていただきたいと思います。

皆様からいかがでしょうか。

今、参考資料でつけていただいた国の基本計画をご確認いただいているかと思いますが、先ほど開催いたしました協議会でも、区レベルの権利擁護ネットワークを案として提示させていただきましたが、ああいったものをしっかりと策定して実現していくということになってくれば、こういった計画も含めて検討していくことが今後求められてくると考えられます。

今日の時点では前向きなご意見をいただいている状況でしたけれども、その内容も含めて、3月の第2回部会の骨格案の検討から本格的な検討を開始しますので、今日はスケジュール感のところで、あまり具体的なディスカッション内容が見えづらいところがありますが、いかがでしょうか。

○岩井委員 国の資料の4番目を見ると優先して取り組む事項というのがありますが、私たちもいわゆる優先して取り組む事項に従った形で、例えば、任意後見制度の利用促進や担い手の確保・育成等の推進についてやっていくということによろしいでしょうか。

○畑部会長 これの内容も踏まえたものとしていくことになります。

ただ、すばらしい計画をつくっても、絵に描いた餅になっては仕方がないので、その根拠ある計画を策定していくというところも必要不可欠な視点になりますから、国の基本計画を踏まえつつというところですね。

確認不足でしたけれども、現在、部会は4回の開催予定ですけれども、状況によっては1回開催を増やすというスケジュール感はいかがでしょうか。

○事務局（横山福祉活動推進担当係長） 必要があれば、そういったことも可能だと思います。

○畑部会長 現在、9月までに2か月に1回ずつということで、部会で検討する部分にフォーカスしますので、こういう形で回数的に進められれば一番いいと思いますけれども、状況に応じて1回程度であれば回数を増やすことも可能かもしれないということです。

ほかにございませんか。

○白戸副会長 計画検討の進め方ですけれども、資料3の裏側の計画の策定イメージの表の中で、全体の体制は分かりました。

それで、実は、この部会の前に推進協議会を開催いたしまして、先ほど畑部会長から紹介がありましたが、全市の協議会と合わせて各区の推進協議会を開きながら、市全体の権利擁護、成年後見制度の促進の方向を検討していこうとなりました。この権利擁護部会は表の中にあるのですけれども、推進協議会と権利擁護部会の活動の関係は、どういうつながりの中で検討が進められるかということをお知らせさせていただきたいと思います。

○事務局（横山福祉活動推進担当係長） まず、確認しておきたいのが、先ほどの協議会

の中で、各区のネットワークを構築するというものがあつたのですけれども、ミニ協議会の形を取るかどうかは検討の段階でして、全市的な協議会みたいなネットワークだけではなくて、もう少し区の単位であつたり、さらにエリアであつたりという狭い圏域でのネットワークを構築していきましょうという中で、どういった取組がいいでしょうかという意見を求めている段階ですので、必ずしも、ミニ協議会を踏まえて、吸い上げて、何か計画につなげるという段階まで話は至っていないことは確認させていただきます。

その上で、部会の役割の違いとして、権利擁護部会は、あくまでも計画の策定をメインに動くこととなります。ただ、協議会の中でより具体的な話が扱われますので、そういった議論も踏まえて計画に盛り込んでいければと考えております。

○畑部会長 基本的には、メンバーがほとんど重複しておりますが、協議会には現場実践の委員の方にも携わっていただいていますので、そこで出た意見も部会にしっかり引き継いでいきます。

現在の計画でいうと、協議会は次年度7月から9月が1回目となりますが、このスケジュール案で見ますと、7月から9月にそれぞれ部会開催と入っていますので、協議会で検討された内容も一部盛り込むことが可能かもしれないと思います。

いかがでしょうか。

○山本委員 国の資料のⅡの1の総合的な権利擁護支援策の充実と、先ほどの4の優先して取り組む事項の任意後見制度の利用促進に関わる部分です。

やはり、日常生活自立支援事業の活用がすごく大事ななと思っています。任意後継制度も、結局、契約したけれども、発動するためには成年後見の診断書を得て監督人をつけないと。要は、契約から発動までに時間的な期間が結構ありますので、そこでやはり日常生活自立支援事業を使われていると、そこからスムーズに移行がしやすいのかなというところがあります。やはり、日常生活自立支援事業をもっと拡充できるような体制設備が利用促進においても大事なのかなというのが1点です。

もう一点が、成年後見の申立てにおいて一番大事なものは何かというと、これはやはり認知症などになったという診断書と本人情報シートというものが最低限あれば、裁判所としては成年後見の判断を下せるわけです。通帳などが足りなくても、診断書さえあれば、精神障がいがあるということを申立てさえできればというところなのですけれども、福祉職や病院に診断書の書式自体が行っているかということ、必ずしもそうではなくて、申立てをする弁護士などがホームページで用意して渡すことになるので、成年後見制度利用促進の観点では、やはり福祉施設や医療機関に成年後見用の診断書をもう少し周知しなければならないかなと思っています。

この辺りは、もしかしたら裁判所とのいろいろな検討もあるかと思いますが、そのようなことを感じた次第でございます。

○畑部会長 そういった利用促進につながるような計画が重要になってくると思います。もしかすると、協議会で検討していくことで、比較的対応していける内容も含まれている

かもしれませんが、次回、骨格案を示していただくときに、今いただいたご意見も参考にしつつ、原案をつくっていきたいと思います。

大分早い展開ではありますけれども、よろしいでしょうか。

(「なし」と発言する者あり)

○畑部会長 まずはスケジュールを確認して、ベースとして踏まえていく国の基本計画があることを皆様と共有させていただき、ご承認いただけたということかと思しますので、次回には骨子案を出させていただいて、そこから具体的な意見をいただきながら計画作成を進めていきたいと思いますので、引き続きよろしくをお願いします。

4. その他

○畑部会長 最後に、その他ですけれども、事務局から何か報告はございますか。

○事務局（高橋地域福祉推進担当課長） 皆様、いろいろとご意見等をいただき、ありがとうございました。

事務局からは、今後のスケジュールについてご説明させていただきます。

先ほどの資料にもございましたけれども、次回の部会は3月を予定しております。近日中に日程調整のご連絡をさせていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

事務局からは、以上でございます。

○畑部会長 皆様、ほかに全体を通してご意見、ご質問はありますか。

(「なし」と発言する者あり)

5. 閉 会

○畑部会長 それでは、以上をもちまして、第1回権利擁護部会を閉会いたします。

円滑な進行にご協力いただき、ありがとうございました。

以 上